

エムポックスに対するWHOのPHEIC（※）宣言を踏まえた政府の現在の対応について①

※「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」 = Public Health Emergency of International Concern（略称：PHEIC）^{フェイク}

- コンゴ民主共和国を中心とする、エムポックス（重症化リスクが高い可能性が示唆される系統：クレード I）の感染拡大を踏まえ、**2024年8月14日、WHOがPHEICを宣言（※）**
 - ※2022年7月以来、2回目（ただし、当時はクレード II（今回流行している系統とは別系統）が世界的に流行）
- これを受け、厚労省等の関係省庁において、国内における治療・検査体制等を確認
- クレード I については、現時点で日本国内における輸入症例無し
 - ※アフリカ以外では、スウェーデン（8/15）・タイ（8/22）・インド（9/23）・ドイツ（10/22）・イギリス（10/30・11/4・11/6・11/29）・アメリカ（11/16）・カナダ（11/22）で感染確認



参考：エムポックスに関する基本情報

- ・ 主な症状は、発疹、発熱、その他皮膚粘膜病変等。潜伏期間は通常 6 ～ 13 日
- ・ 患者の皮膚病変・体液・血液との接触、患者との接近した対面での飛沫への長時間の曝露、患者が使用した寝具等との接触等により感染
- ・ 治療は主に対症療法、発症から 2 ～ 4 週間で回復することが多いが、小児・妊婦・免疫不全者等で重症化するケースも
- ・ アフリカ全体（主にコンゴ民主共和国、中央部等）で46,794例、死亡1081例とWHO発表（11/3現在）
- ・ 日本では2022年7月25日に初発事例（クレード II）。累計症例数は252例（2024年の症例数は19例）

※日本国内で承認を得て、流通している治療薬はないが、海外で使用されている抗ウイルス薬（テコビルマット）を投与できる体制は
全国 7 医療機関で確保、厚労省にて「診療の手引き」を作成・周知済み

エムポックスに対するWHOのPHEIC (※) 宣言を踏まえた政府の現在の対応について②

※「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」 = Public Health Emergency of International Concern (略称：PHEIC) フェイク

2024年8月15日（現地時間8月14日）

- ・WHOがエムポックスについて、PHEICを宣言
- ・厚労省から検疫所向けに事務連絡を発出（出入国者向けの注意喚起を呼びかけるポスターの掲示を依頼）
- ・外務省からエムポックスに関する感染症危険情報（レベル1：十分注意してください。）を発出
※コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ等

2024年8月16日

- ・関係省庁対策会議（局長級）第1回を持ち回り開催（国内の検査体制、患者の受入体制等について確認）
※統括庁・厚労省・外務省・財務省・文科省・農水省・国交省・警察庁・消防庁・出入国管理庁
- ・厚労省から自治体向けに事務連絡を発出（検査体制の維持、海外渡航歴のある症例の検体送付等を依頼）

2024年8月19日

- ・WHOからエムポックスの感染拡大が確認された加盟国に対し、保健上の措置等に関する暫定的勧告を発出
※コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ等

2024年8月20日

- ・関係省庁対策会議（局長級）第2回を持ち回り開催（WHOから発出された暫定的勧告の内容を共有）

2024年11月15日

- ・統括庁・厚労省連名で地方自治体、感染研向けに通知を発出（迅速なクレード判別検査の依頼）

2024年11月23日（現地時間11月22日）

- ・WHOからエムポックスの感染拡大が確認された加盟国に対し、保健上の措置等に関する暫定的勧告の延長を決定